
*
* 令和 6 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年9月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年9月10日 午後 1時28分 開会
3. 令和6年9月10日 午後 2時36分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	欠
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	出
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長 書記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第28号	農地法第3条の規定による許可申請について		4件	許可
	第29号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件	許可
	第30号	農地法第5条の規定による許可申請について		4件	許可
	第31号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について		5件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			13番	惣田敏郎	
			14番	田平太郎	
9	議事の内容				
	令和6年度 第6回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和6年9月10日(火) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員6名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和6年度第6回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。13番惣田委員と14番田平委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「第28号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。38番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号38番朗読説明 －</p> <p>38番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、田8筆9,141㎡です。畑については、3筆294㎡、計11筆で9,435㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は5,311㎡、家族4人中耕作人は3人、対価は10アール当り3万6千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
河原委員	譲受人の方は耕作される意思はあるとのこと。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。38番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、38番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、39番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号39番朗読説明 －</p> <p>39番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆で2,407㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は7,292㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人には耕作の意志がない中で、現在利用権設定を行って耕作している譲受人との合意がなされ、贈与により所有権移転するものです。なお、この後報告しますが、この申請に当たって現在の利用権設定は合意解約されております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
瀬戸川委員	市外から通われていましたが、今は高梁市に移住されています。綺麗に管理されていました。
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>

議 長	なしとの声がありました。39番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、39番については許可とすることに決定しました。 次に、40番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号40番朗読説明 －</p> <p>40番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆1, 223㎡です。譲受人の通作距離は、290m以内、耕作面積は5, 365㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は10アール当り32万7千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 福武委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の方が既に管理されておりました。問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、40番については許可とすることに決定しました。 次に、41番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第28号41番朗読説明 －</p> <p>41番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆1, 051㎡です。畑については、1筆398㎡、計2筆で1, 449㎡です。譲受人の通作距離は、6km以内、耕作面積は21, 888㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は10アール当り10万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 三村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 今は耕作されていませんが、譲受人の取得後はきちんと耕作されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。41番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、41番については許可とすることに決定しました。

<p>中藤局長</p> <p>議 長 綱島委員 議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に、「議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。8番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第29号8番朗読説明 －</p> <p>8番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は、田2筆15.37㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、墓地10㎡、進入路5.37㎡です。資金については、自己資金250万円です。許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、9ページから10ページに添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>休耕地で事前着工等ありませんでした。周辺に影響もないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。18番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p> <p>議 長 三村委員 議 長</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第30号18番朗読説明 －</p> <p>18番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆1,187㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は101万円です。施設の概要としては、太陽光パネル168枚、発電量は49.50kwであり、資金については、自己資金1,025万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内の工作物の新設になるため、河川法第55条が該当しますが、許可書の写しの提出を求め、許可済であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請地及びその周辺農地は耕作されていませんでした。周辺に特に影響はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に関連がありますので、19番及び20番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第30号19番及び20番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>19番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆393㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は63万6千円です。</p> <p>20番については、転用者は同様で、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田2筆989㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は40万4千円です。全体計画面積は備考欄に記載しておりますが、1,382㎡であり、施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwであり、資金については、自己資金1,030万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小見山委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>耕作されておらず、草が生い茂っている状態でした。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。19番及び20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、19番及び20番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、21番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第30号21番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>21番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆1,678㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は65万5千円です。施設の概要としては、太陽光パネル180枚、発電量は49.50kwであり、資金については、自己資金1,075万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、9月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15ページから16ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小見山委員 議 長	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>先ほどの案件から近い農地で状況は同様に荒れている状態でした。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

議 長	なしとの声がありました。21番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員ですので、21番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から4番について説明をお願いします。
	それでは、4ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年9月20日、利用権の設定を受ける者は5名、利用権の設定をする者は6名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は6,328㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
	— 議案書にもとづいて、1番から4番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —
議 長	それでは、1番から4番について発言をお願いします。
渡邊委員	1番について、契約期間が5年6ヵ月とありますが、何か理由はあるのですか。
藤代書記	貸付人、借受人とのやりとりの中で終期を決められていたため、始期から計算してこの期間になっています。
小西代理	貸付人の年齢が100歳となっていますが、相続人はいらっしゃるのですか。
佐々木委員	貸付人の娘がおり、その配偶者が草刈りをされている状態です。
議 長	他に発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番から4番について採決を採ります。1番から4番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員ですので、1番から4番については決定しました。農業委員会会議規則第18条の規定により、中曾委員の除斥を求めます。
	(中曾委員退席)
議 長	事務局、5番について説明をお願いします。
藤代書記	— 議案書にもとづいて、5番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —
議 長	それでは、5番について発言をお願いします。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。5番について採決を採ります。5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員ですので、5番については決定しました。中曾委員の除斥を解きます。
	(中曾委員着席)
議 長	次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
藤代書記	— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 —
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第6回総会を閉会します。

令和6年9月10日

会 長 土 岐 康 夫

1 3 番 惣 田 敏 郎

1 4 番 田 平 太 郎